

# 令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和5年12月25日  
東京都

保健医療局は、将来にわたって都民が安心して生活できる社会を実現するため、中長期的な視点でのサービス充実に取り組むとともに、震災等の緊急事態にも迅速かつ的確に対応する様々な施策を展開しています。保健・医療分野では質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現を目指した施策を、また健康安全分野では多様化する健康危機から都民を守る施策を進めます。多様な職種が協働して質の高い保健医療サービスを提供し、都民の生命と健康を守る大都市「東京」の実現に向けて取り組んでいます。

これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

**「1 選考職種、採用予定人員等」に記載の各区分はそれぞれ別の採用選考となりますが、併願して受験することも可能です。併願する場合は、それぞれの選考に対して申し込み、面接を受験する必要があります。**

# 1 選考職種、採用予定人員、受験資格等

- (※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。  
 ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。  
 ◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や、派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

区分	職種 職層	採用予定人数	業務内容	受験資格	望ましい要件・ 求められる知識	任期(※)	職	勤務 場所
広報	事務 主任	1人	○CMS、HTML、アクセス解析ツールを使用した局ホームページの管理、運用、解析 ○SNSにおける情報発信及び情報発信に際しての助言、指導 ○動画編集 ○その他広報広聴に係る関係部署との連絡調整	○民間企業や自治体等における広報に関する業務において、別表の学歴区分に応じた年数以上の実務経験を有すること ○以下の業務経験を有すること ・CMS(Content Management System)を用いた業務経験 ・民間企業や自治体等におけるデザイン、制作の業務経験 ・動画編集等を含むSNSでの情報発信	○HPの閲覧数の分析を行った業務経験 ○HTMLを使用した業務経験	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで	総務部 総務課 広報担当	東京都 本庁舎

区分	職種 職層	採用予 定人数	業務内容	受験資格	任期（※）	職	勤務場所
デ ジ タ ル 化 推 進	事務 主任	1人	<p>○感染症に関するDX化推進に伴うシステム開発・運用管理調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核業務行政手続きのデジタル化に関する企画・調整</li> <li>・保健所の業務管理支援システム等の構築に関する企画・調整</li> </ul> <p>○感染症に関するデジタルツールの管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策等業務管理ツールの運営</li> <li>・音声マイニングシステムの運営</li> </ul>	<p>・民間企業、自治体等におけるシステム開発、運用管理等のICT関係業務について、別表の学歴区分に応じた年数以上の実務経験を有すること。</p>	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	感染症対策部 防疫課 デジタル化 推進担当	東京都本庁舎

- ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
  - ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
  - ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
  - ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。  
 なお、以下の方は除きます。
    - ・令和 6 年 3 月 31 日時点の満年齢が 65 歳の再任用職員
    - ・教育公務員<sup>※1</sup>
    - ・東京都職員（任期付職員<sup>※2</sup>、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 6 年 3 月 31 日までに任期が満了する者
- ※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

**【別表】**

学歴区分	必要な実務経験年数 (主任級)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院博士課程又は修士課程の修了</li> <li>・大学（4 年制の大学）の卒業</li> </ul>	5 年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学（2 年制以上の短期大学）の卒業</li> <li>・高等専門学校卒業</li> <li>・専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業</li> <li>・各種学校（「高等学校 3 年制卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業</li> </ul>	7 年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の卒業</li> </ul>	9 年以上

- 注 1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注 2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- 注 3 合格通知後 5 営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

## 2 選考方法

### (1) 第1次選考

<b>書類選考</b>	受験申込書兼履歴書による審査
	<p>以下項目について、申込書に記載していただきます。</p> <p>①主な職務経験 具体的な業務内容、自身のポジションや役割、取り組む上で苦労した点や工夫した点等について記入してください。</p> <p>②志望動機（回答文字数：200字程度）</p> <p>③活かせる知識、経験（回答文字数：600字程度） これまでの職務経験やご自身の専門性を踏まえ、東京都保健医療局の主任級職員としてどのように貢献したいと考えているか具体的に記入してください。</p>

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

※ 結果通知は申込者全員に送付します。

### (2) 第2次選考

<b>口述考査</b>	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

## 3 申込手続

<b>受付期間</b>	令和5年12月25日（月）午後2時から令和6年1月22日（月）午後5時まで
<b>申込方法</b>	<p>保健医療局ホームページの「一般任期付職員（事務）の募集について（令和6年4月1日付）」の案内に従って全ての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください（郵送及び窓口での申込みは受け付けません。）。</p> <p>申込書類は保健医療局ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>&lt;URL&gt;  <a href="https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/syokuin/syokuin_joukin/bosyu_ichiran/ichinin_jimu_hoken.html">https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/syokuin/syokuin_joukin/bosyu_ichiran/ichinin_jimu_hoken.html</a></p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。電子申請システム「LoGo フォーム」上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。</li> <li>・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。</li> <li>・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。</li> </ul> <p><b>複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。</b></p>

◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は保健医療局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。

◎ 申込書類に記入していただいた個人情報、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

## 4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

## 5 採用選考に係る日程等について

<b>第1次選考結果通知</b>	<b>令和6年1月29日（月）</b> ※第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
<b>第2次選考実施日</b>	<b>令和6年2月5日（月）～2月8日（木）</b> ※会場：東京都庁を予定
<b>最終結果通知</b>	<b>令和5年2月中旬</b> ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

## 6 給与等について

### 《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

#### 【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	約 277,000 円

- ◎ この初任給は、令和5年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。  
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

### 《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

## ■ お問い合わせ先

### 東京都保健医療局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 27階

【電 話】 03 (5320) 4023 (ダイヤルイン)

【保健医療局ホームページ】<https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分

都庁前駅（都営大江戸線）